

# 環境用語の説明

(あ)～(お)

## ISO 14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた環境マネジメントに関する国際規格で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定。

## 愛鳥週間（バードウィーク）

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及するものである。

## アオコ

植物プランクトンの一種である藍藻類の俗称。窒素やりん分の多い富栄養湖沼において夏から秋にかけて異常繁殖して湖沼水を緑色に変色させる。アオコが発生すると透明度が低下したり、着臭等により上水道への利用が不適当となる。さらにアオコが死滅する際、悪臭を発生とともに水中の溶存酸素を奪うため水産や観光上重大な被害をもたらす。海洋における赤潮に相当する。

## 赤潮

プランクトンの異常増殖により海水が赤褐色を呈する現象。発生原因は完全に解明されていないが、魚貝類のへい死など漁業被害を伴うことがある。

## 悪臭物質

不快な臭いの原因となって生活環境を損なうおそれのある物質のことであり、「悪臭防止法」では、悪臭の代表的な構成成分であるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル等22の物質を「特定悪臭物質」に指定している。

## アメニティ

アメニティ(Amenity)とは通常「快適さ」あるいは「感じのよさ」と訳されており、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かしあうようにバランスがとれ、そのなかで生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいう。

## RDF（ごみ固体燃料）

Refuse Derived Fuelの略。可燃性の廃棄物をごみ固体燃料(RDF)化したものの総称。

## アンモニア性窒素(NH<sub>4</sub>-N)

アンモニウムイオンをその窒素量で表したもの。有機性窒素の分解により生成する。主な発生源はし尿、生活排水、肥料等である。アンモニア性窒素が多すぎると、稻の生育障害をきたし、また、排水処理において塩素滅菌の効果が低下するなどの問題が生じる。

## 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

硫黄と酸素の化合物をいう。主なものは二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)と三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)があり、重油等硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は、刺激性の強いガスで、臭いを感じ、目に刺激を与え、呼吸機能に影響を及ぼす。

## 一次汚染物質

工場からのはい煙、ガス、自動車の排ガス、粉じんなど、人間活動から直接的に発生する汚染物質をいう。

## 一酸化炭素(CO)

炭素化合物の不完全燃焼により生成する無臭の極めて有害な気体。人体に入ると血液中のヘムoglobinと結合して酸素の供給を阻害し、酸素欠乏状態を起こす。

## 一般廃棄物

産業廃棄物以外の家庭などから発生する、ごみやし尿などの廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は市町村が処理計画を定めて実施する。

## 移動発生源

移動しながら汚染物質を排出するものをいう。自動車や航空機等は移動しながら排出ガスによって大気を汚染したり、騒音を発することにより、公害を引き起こす。

これに比べ、工場や事業場は固定された位置で汚染物質を排出することから固定発生源といわれている。

## 上乗せ基準

ばい煙、汚濁物質等の排出に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

## NGOとNPO

NGOはNon-Governmental-Organization(非政府組織)の略、NPOはNon-Profit-Organization(民間非営利組織)の略。その活動内容は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたっており、行政、企業と並ぶ地域づくりの主体として期待されている。

## N D

「検出されず」の意味。「Not Detected」の略。JIS規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

## O-157

腸管出血性大腸菌の一種で、毒素を产生し、感染すると出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群を起こすことがある。

## オゾン層

地上から10~50kmの高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

## 汚濁(汚染)負荷量

硫黄酸化物、COD等が大気や水などの環境に排出される量のことをいい、物質の濃度と排出ガスや排水の量との積で表される。

## 温室効果

大気中の特殊なガスには、地表面から赤外線の形で宇宙空間に放出される熱を吸収する性質があるため、地球の気温が上昇し温室のような状態になる現象。熱を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがあるが、近年、人工源の二酸化炭素が増加しており、地球温暖化の危険性が指摘されている。

(か)~(こ)

## 化学的酸素要求量(COD)

水の有機性汚濁を表す指標の1つである。水中の汚濁物が酸化剤(過マンガン酸カリウム)により酸化されるときに必要な酸素の量をいう。湖沼及び海域の汚染状態を表すのに用いられ、この値が大きいほど水質汚濁が著しい。

## 拡大生産者責任(EPR)

Extended Producer Responsibilityの略。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

## 合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を合わせて処理する浄化槽で、公共下水道と同等の処理能力を有している。

## 簡易水道

給水人口が101人以上、5,000人以下の水道をいう。

## 環境影響評価(環境アセスメント)

従来の環境保全対策が対症療法的なアプローチにより行われてきたのに対し、予防療法的な見地から大規模な開発事業等について計画の立案、工場の着手に際し、その開発事業が環境に及ぼす影響を事前に、調査、予測、評価し、公害の未然防止及び自然環境の保全を図ろうとするものである。

## 環境家計簿

家庭で消費する電気やガス、灯油、ガソリンなどの使用量や家庭から出されるゴミや缶、ビンの量を記帳することによって、各家庭の二酸化炭素排出量を計算できるもの。

## 環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音等環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの。

## 環境月間

昭和47年6月ストックホルムで開かれた国連環境会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」と定めることが同年12月の第27回国連総会において決議された。わが国では「環境週間」か

ら「環境月間（6月）」へと発展し、環境保全を一層推進することとしている。なお、6月5日は環境基本法により「環境の日」と定められている。

#### 環境放射能

##### ・モニタリングステーション（モニタリングポスト）

発電所周辺に設置して、放射線等を監視測定する機器で、空間ガンマ線、空気中の放射性物質、風向風速等の連続測定を行っている（モニタリングポストでは、空間ガンマ線を測定）。

##### ・モニタリングポイント

積算線量計を用いて3か月毎に積算線量を測定する地点をいう。

##### ・空間ガンマ線

空気中におけるガンマ線をいい、通常1時間あたりの空気吸収線量（nGy/h）で表す。

##### ・全ベータ放射能分析

原子核の崩壊によって放出される高速の電子をベータ線といい、ベータ線を放出している放射性物質を合わせて測定することをいう。

##### ・核種分析

核種とは原子核の種類（セシウム137等）のこと、核種分析により放射性核種の由来（自然放射能、人工放射能）や、生物影響等の評価を行う。

##### ・Bq（ベクレル）

放射能の強さを表わす単位で、毎秒1個の原子核が放射性崩壊することを1Bqという。

##### ・Gy（グレイ）

吸収線量の単位で、物質が放射線を吸収するエネルギーの量を表し、物質1kgあたり1ジュールのエネルギーが吸収された場合の線量を1Gyという。

##### ・Sv（シーベルト）

実効線量の単位で、放射線の吸収線量が同じであっても放射線の種類やエネルギーが異なると人体に対する生物学的影響は異なるため、放射線の種類やエネルギーに関係なく同じ生物効果を表す単位として用いる。

#### 環境ホルモン

正確には「外因性内分泌搅乱物質」と言い、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと。

環境省が設置した「外因性内分泌搅乱化学物質問題に関する研究班」の報告では、内分泌搅乱作用を有すると疑われている物質は、「ダイオキシン」「ビスフェノールA」「ノニルフェノール」など65物質あり、今後の調査・研究の過程でさらに増えていくことが予想される。

#### 環境マネジメントシステム

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。1992（平成4）年にブラジル、リオ・デ・ジャネイロで開催された「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、1996（平成8）年9月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」等が定められた。

環境マネジメントシステムの内容としては、（1）環境マネジメントに関する方針の作成、（2）環境に関する目的・計画の作成、（3）実施・運営（体制整備、従業員の訓練、文書管理等）、（4）点検・是正（記録、環境マネジメントシステムの監査等）、（5）経営者による環境マネジメントシステムの見直しといった組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を直接の目的とするものと考えられている。

#### 規制基準

工事等から排出される汚水、ばい煙及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界等を考慮して定められ、具体的な数値は各法令に定められている。

#### 休獵区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として設定される。

#### グリーン購入

環境への負荷がより少ない商品やサービスを優先的に購入すること。

#### クロム

クロムの主な用途としては、顔料、メッキ等があり、クロム化合物として環境中にある主な形態は酸化数が3及び6のものである。このクロムの酸化数に従ってそれぞれ三価クロム化合物、六価クロム化合物と呼ばれている。生物に対する毒性は六価クロムの方がはるかに高い。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺がん等がある。六価クロムによる公害を防止するため、水質汚濁及び土壤汚染に係る環境基準等が設定されている。

## K値(規制)

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置される地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

## 健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、鉛、クロム(6価)、ヒ素、水銀、アルキル水銀と化学技術の進歩で人工的に作り出されたPVCBのほかトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物など26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

## 県条例水道

給水人口が50人以上、100人以下の水道をいう。

## 公害

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。(環境基本法第2条第3項)

## 公害防止協定(環境保全協定)

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止(環境保全)のために必要な措置を取り決める協定のことをいう。公害規制法を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適用するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止(環境保全)上の手段として広く利用されている。

## 公害防止計画

環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域、人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、当該地域において実施されるべき公害の防止に関する総合計画。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、成分は、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質やアルデヒド等である。日ざしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

## 光化学オキシダント注意報

光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められるとき発令される。

## 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する水路(下水道に接続するものを除く。)をいう。

## こどもエコクラブ

地域において環境に関する調査、保全等の活動を行う小・中学生のグループの総称。

## コミュニティ・プラント

計画処理人口が101人以上3万人未満の水洗便所のし尿と生活排水を併せて処理する施設をいう。

(さ)～(そ)

## 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をさす。

産業廃棄物最終処分場には、安定型(廃プラスチック等)、管理型(汚泥等)、しゃ断型(有害物質を含む廃棄物)がある。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類の廃棄物をいう。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

## 三次処理

排水処理について、通常の活性汚泥処理などを二次処理と言い、更に処理水の水質向上を図る

ために窒素や燐を除去する施設などを加えた処理を三次処理という。

#### 酸性雨

工場等からのばい煙や自動車排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれることにより酸性化した雨。通常 pH (水質イオン濃度) 5.6以下の雨をいう。森林被害等をもたらし、地球規模の環境汚染の一つとして問題となっている。

#### 自浄作用 (self purification)

河川水が汚染を受けた場合に、河川自体、時間とともにこの汚濁を低減する機能をもっている。これを河川の自浄作用という。その作用の主なものは希釈作用、沈殿作用、水中の溶存酸素による酸化作用、日光中の紫外線による殺菌作用、及び微生物の生存競争などである。これらの作用により、汚濁物質は時間とともに水底に沈殿し、また、有機質は酸化により無機化され、特に細菌は浮遊物質に付着した状態、またはそれ自体で沈降し、伝染病の病原菌などは数日または1週間程度で死滅するといわれている。

#### 自然環境保全地域

自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、植物の自生地、森林等で、一定の広がりをもつ地域について、それらの自然環境を保全することを目的に国及び県が指定している。

#### 自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るために区域を画して設けられる公園をいう。国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

#### 指定文化財

文化財保護法又は愛媛県文化財保護条例で定められた文化財のうち、重要なものとして国又は県が指定したもの。

#### 自動車排ガス測定期

道路沿線にあって、主として自動車排気ガスによる沿線の大気汚染の状況を把握するために設けられた測定期。

#### 臭気指数

「におい」を無臭空気で除々に薄めていく、判らなくなるところまでの希釈倍率をその「におい」の強さとし、この希釈倍率を対数化した値で表す。悪臭防止法においては、平成7年に採用されている。

#### 浄化槽

便所と連結して、し尿を、又はし尿と併せて生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を微生物の作用により処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設を合併処理浄化槽という。

#### 上水道

給水人口が5,001人以上の水道をいう。

#### 振動レベル

人間の振動感覚に合わせた振動感覚補正回路の振動計を使って測定した値をいう。単位は、デジベル (dB) を用いる。

#### 水質総量規制

水質保全対策の濃度規制を補完するものとして、広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るために、瀬戸内海、東京湾、伊勢湾に適用されている。これは、各水域ごとに汚濁負荷量の削減目標量を求め、その水域で削減すべき生活系・工場系等の汚濁負荷量を、後背地域に配分する方法で規制をかける。

#### 水生生物

水中に生活する生物をいう。水中には藻類や原生動物などのプランクトン、水草、昆虫、魚類等さまざまな植物や動物が生育しており、これらの水生生物は、水が汚染されると影響を受け、水質の程度に応じた生物相を呈するようになる。この現象を利用して、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べることができる。

#### 水素イオン濃度 (pH)

水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の通常対数をpH単位として表すものをいう。

#### 生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン

抽出物質、全窒素、全燐の9項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適用した類型によって項目ごとに定められている。

#### 生活排水

台所、洗濯、風呂等からの排水と浄化槽からの排水を合わせて生活排水という。このうち浄化槽排水を除いた排水を生活雑排水という。

生活雑排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続している家庭では、し尿とともに処理されるが、そのほかの家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因となっている。

#### 生物化学的酸素要求量（BOD）

水の有機性汚濁を表す指標の1つである。水中の汚濁物が水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量をいう。河川の汚染状態を示すのに用いられ、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。一般的に、魚の生息できる水質はBODが5mg/l以下である。

#### ゼロエミッション

ある産業の生産工程から排出される廃棄物を、別の産業の再生原料として利用する廃棄物のない生産システム。

#### 専用水道

寄宿舎・団地等における自家用水道（居住人口101人以上、若しくは1日の最大給水量が20m<sup>3</sup>を超えるもの）をいう。

#### 騒音レベル

JISに規定される指示騒音計で測定して得られる値で、騒音の大きさを表す。一般には耳の感覚に合わせた周波数補正回路A特性の騒音計で測定した値をいう。単位はdB(A)を用いる。

(た) ~ (と)

#### ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている。

ダイオキシン類は、廃棄物焼却等の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。

#### 大腸菌群数

大腸菌とは、乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである

#### WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略。

「航空機騒音に係る環境基準」の評価に用いられる単位で、「うるささ指数」とも呼ばれ、航空機騒音の特異性を考慮して、航空機の騒音レベルと時間帯別の飛行回数等から算出している。

#### 短期的評価（一酸化炭素）

1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下である場合に環境基準に適合するものとしている。

#### 地球温暖化

地球規模の環境問題の一つで、二酸化炭素等の増加により地球の気温が上昇する現象をいう。

地球の表面は、太陽からの日光を受けて暖まり、その熱を大気を通じて宇宙空間へ放出していることから熱の均衡がとれ、地表の温度は一定に保たれているが、大気中の二酸化炭素は、この熱を吸収する性質がある。こうした働きをする気体は、その他にメタン、フロン等がある。

このまま二酸化炭素等が増加すると、21世紀末までには平均気温が現在より約1.4~5.8℃上昇すると予測されており、こうした急激な温度上昇は、海面上昇等のさまざまな異変を引き起こすといわれている。

#### 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）などをいう。主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源は自動車、ボイラー、家庭暖房など広範囲にわたっている。

#### 地盤沈下

地盤沈下は、いわゆる典型7公害の一つに数えられており、その原因是種々あるが、この場合は、鉱物の掘採のための土地の堀削によるものを除き、地下水の過剰採取により生じるものである。そのため、地盤沈下の著しい地域では、工業用水と建築物用水について地下水の採取規制が

行われている。

#### 長期的評価（一酸化炭素）

年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が0ppmを超える、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合に環境基準に適合するものとしている。

#### 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されている。

#### TEQ（毒性等量）

Toxic Equivalentsの略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量。各異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値という。

#### 低公害車（環境負荷の低い自動車）

使用時の排出ガス、騒音などの環境負荷ばかりでなく、燃料や車体の製造時の環境負荷、さらには使用に当たっての走行距離、積載性能、燃料供給状況などを総合的に勘案して、その普及により環境の改善を図ることができる自動車をさす。現在では、天然ガス自動車、メタノ・ル自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車等がこれに該当する。

#### 底質

河川・湖沼・海域などの水底を形成する表層土等をいう。底泥、岩石底が代表的な底質である。

底質は、生物の分布を左右する最も重要な環境要因の一つである。

#### デシベル（dB）

音や振動などの大きさを表す単位として用いられる。音については、通常の人間が聞きうる最小の音を0デシベル、最大の音を120デシベルとし、この間を間隔等分したもので、10デシベル大きくなると耳では音が倍になったと感じる。

#### テトラクロロエチレン

ドライクリーニング、金属洗浄、工業用溶剤などに使われる有機塩素系化合物。水質汚濁防止法の有害物質に指定されており、肝臓や腎臓に対して影響がある。

環境基準（大気） 1年平均値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下

環境基準（水質） 0.01mg/l以下

環境基準（土壤） 検液1lにつき0.01mg以下

排水基準 0.1mg/l以下

水道水の水質基準 0.01mg/l以下

#### デポジット制度

ビン飲料等を販売するに当たり、現在我が国のビ・ルビン等で行われているように、一定金額を預かり金として取り、消費者がビン等を返却すると預かり金を払い戻す制度。

#### テレメーターシステム

環境濃度など自動測定器で測定したデータを、無線や専用電話回線を利用して監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステム。

#### 典型7公害

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7項目。環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定されている。

#### 特定施設

騒音（振動）規制法では「工場又は事業所に設置される施設のうち、著しい騒音（振動）を発生する施設」を、水質汚濁防止法では「人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設」を特定施設と定めている。大気汚染防止法では特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設を定めている。

#### 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法令で定めるものという。

#### 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発物、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法令で定めるものという。

#### 土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健

康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることを土壤の汚染という。

土壤汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28項目について環境基準が定められている。

#### トリクロロエチレン

金属洗浄剤、生ゴム・硫黄などの溶剤、殺虫剤などに使われる有機塩素系化合物。

水質汚濁物質防止の有害物質に指定され、肝臓や腎臓に対して影響がある。また、目、鼻、のどを刺激し、皮膚に繰り返し触ると皮膚炎を起こす。

環境基準（大気） 1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

環境基準（水質）  $0.03\text{mg}/\text{l}$ 以下

環境基準（土壤） 検液1lにつき $0.03\text{mg}$ 以下

排水基準  $0.3\text{mg}/\text{l}$ 以下

水道水の水質基準  $0.03\text{mg}/\text{l}$ 以下

(な)～(の)

#### 二酸化炭素 ( $\text{CO}_2$ )

炭素化合物の燃焼により生成する無色無臭の気体で、一酸化炭素よりは毒性が小さい。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、排出量の削減、固定化技術の開発等が検討されている。

#### 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

一酸化窒素 ( $\text{NO}$ ) と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

#### n (ノルマル) - ヘキサン抽出物質

n - ヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリ - ス油状物質等を総称している。通常、「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分の量を表す指標として使用されている。

#### $\text{Nm}^3$

Nはノルマルと読む。気体は温度や圧力により体積が変化するため、0 、 1気圧に換算した状態をNで表現する。そのときの気体の体積。

1ng/Nm<sup>3</sup>は標準状態の空気 1m<sup>3</sup>中に 1ng の物質が存在していることを表している。

(は)～(ほ)

#### ばい煙

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、<sup>フッ素</sup>、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物をいう。

#### バイオマスエネルギー

木材など生物有機体を原料として発生させたエネルギー。

#### ビオトープ

生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」。生物学では「特定の生物群集が共存できるような、特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。

#### 干潟

沿岸の潮間帯に発達した平坦な砂泥域であり、潮汐の干満により干出と水没のサイクルを繰り返す地帯。干潟が形成されるのは一般に波浪の影響が少ない場所であり、さらに周辺に河川の流入がある場合が多い。河口付近の干潟では汽水域が形成され栄養塩類や有機物の供給が豊富となっている。このような干潟の地形と立地条件の特性に基づいて、干潟には多様な生物相が形成され、高い生産性、効率のよい物質循環を維持し干潟特有の機能を生み出している。干潟の機能としては、生物生息機能、水質浄化機能、生物生産機能及び親水機能等がある。

#### P R T R制度

Pollutant Release and Transfer Registerの略。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が

自ら把握し、県を通じて国に報告を行い、国は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や、廃棄物に含まれて移動する量を把握し、集計し公表する制度。

p g

ピコグラムと読む。重さの単位で1兆分の1グラム。

環境ホルモン関連単位表（1グラムとの比較）

ミリグラム (mg)	= 1000分の1 g	
マイクログラム (μg)	= 100万分の1 g	= ppm
ナノグラム (ng)	= 10億分の1 g	= ppb
ピコグラム (pg)	= 1兆分の1 g	= ppt

それぞれ上位の単位とは1000倍の差がある。

1 pg/g (1ピコグラムパーグラム) は1グラム中に0.00000000001グラムの物質が含まれていることを表す。

1 μg/m³ (1マイクログラムパーリッポウメートル) は1リッポウメートル中に0.000001グラムの物質が含まれていることを表す。

ppm (100万分の1、part(s) per million)

大気汚染物質等の濃度を表すときに使用される単位であり、汚染物質が1 m³の大気中に1 cm³含まれているとき1 ppm (容積) という。

ppbはpart(s) per billionの略、10億分の1、ppmの1000分の1。

富栄養化

水の出入りの少ない閉鎖性水域では、工場排水、生活排水、農業用水などにより、水中の栄養塩類である窒素、燐などが増えると藻類、プランクトンなどが増殖し、腐敗過程で更に水中に燐や窒素が放出され、次第に栄養塩類が蓄積される。この現象を富栄養化という。

浮遊物質量 (SS)

水中に浮遊する物質の量をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。水の濁りの原因となり、SSが大きくなると魚類に対する影響が現れる。

浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径が10 μm (10マイクロメートル=10万分の1 m) 以下の粒子をいう。

10 μ以下 の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子や弗素原子で置き変わったものの総称である。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫等の他、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

文化財

文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の5分野が文化財として定義されている。

有形文化財：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料などの歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化財。

無形文化財：歌舞伎・能楽・文楽等の芸能、陶芸・染色等の工芸技術などの歴史上、芸術上価値の高い無形の文化財。

民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など国民生活の推移の理解に不可欠なもの。

記念物：貝塚・古墳・城跡等の遺跡、庭園・峡谷・海浜等の名勝地及び動物・植物・地質・鉱物等のうち、歴史上、学術上、芸術上又は鑑賞上価値の高いものの総称。

伝統的建造物群：宿場町・城下町・農漁村等周囲の環境と一体となって歴史的趣きを形成している集落や町並みで価値の高いもの。

閉鎖性水(海)域

水道水源水域(ダム)や湖沼、周囲を陸地に囲まれた内湾・内海など。外部との水の交換が行われにくく汚濁物質が蓄積しやすいため、水質の改善や維持が難しい。

(ま) ~ (ん)

マニフェストシステム

廃棄物処理法においては、産業廃棄物を排出する事業者が、管理票(マニフェスト)を使用す

ことにより、その処理を委託した廃棄物の運搬から処分までの流れを自ら把握・管理するとともに、当該廃棄物の性状等に関する情報を処理業者に確実に伝達することとされ、全ての産業廃棄物について義務づけられている。

また、家電リサイクル法においては、管理票（マニフェスト）を発行し、使用済み家電製品を製造業者等まで確実に運搬させ、製造業者等において再商品化等が行われることを確保するための措置を講じている。使用済み家電製品とともに管理票を流通させ、かつ、製造業者等や小売業者等に管理票やその写しの保管義務を課し、不適正な処理が行われた場合には、事後にその事実を追跡できるシステムになっている。

#### 有害大気汚染物質

O E C D の定義によれば「大気中に微量存在する気体状、エアロゾル状又は粒子状の汚染物質であって、人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性（例えば、毒性及び難分解性）を有するもの」とされており、種々の物質及び物質群を含むが、この語は、古くから問題となり規制の対象とされてきた N O<sub>x</sub> や S O<sub>x</sub> などの大気汚染物質とは区別して用いられている。一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないが、長期的に曝露されることにより健康影響が懸念される。

日本の大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。

#### 有機塩素系化合物

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の塩素系の化合物をいう。一部には発癌性もある。洗浄剤、溶剤等としてすぐれた特性を持つ反面、環境に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質であり、人の健康の保護に関する環境基準項目である。

#### 有機スズ化合物

スズ (S n) を含む有機化合物の総称をいう。このうち、トリブチルスズ (T B T) 化合物及びトリフェニルスズ (T P T) 化合物は、船底塗料や漁網の防汚剤等として使用されてきたが、環境中で分解されにくく、生物体内への蓄積性を有し、成長阻害（体重減少）、リンパ球の減少等をもたらすといった長期的な毒性があることがわかり、環境汚染が懸念されている。

#### 要監視項目

平成5年3月に人の健康の保護に関する環境基準項目の追加等が行われた際に、人の健康の保護に関連する物質ではあるが公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるクロロホルム等の25物質について「要監視項目」と位置付け、継続して公共用水域等の水質の推移を把握することとした。

平成11年2月には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等3項目を健康項目に移行し、要監視項目を22項目としている。

#### 溶存酸素 (D O)

水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量である。数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

#### ライフサイクル・アセスメント (L C A)

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生涯（ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

#### 類型指定（類型あてはめ）

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な地域を当てはめ、指定することをいう。

#### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集である。

わが国では、動物について、平成3年に環境庁（現環境省）が「日本の絶滅の恐れのある野生生物」として刊行し、植物については、平成元年に(財)日本自然保護協会、(財)世界自然保護基金日本委員会が「わが国における保護上重要な植物種の現状」として刊行している。

また、平成12年からは環境省においてその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。